

証券コード 3469
2021年9月10日

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都品川区西品川1丁目1番1号
株式会社デュアルタップ
代表取締役社長 白 井 貴 弘

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府から外出自粛が要請される事態に至っております。本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

なお、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付いただくか、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って当社の指定する議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区西品川一丁目1番1号 大崎ガーデンタワー12階
デュアルタップ本社 セミナールーム
3. 目的事項
報告事項 1. 第15期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項

当社は、本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.dualtap.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。

なお、上記書類につきましては、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.dualtap.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止のため 当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

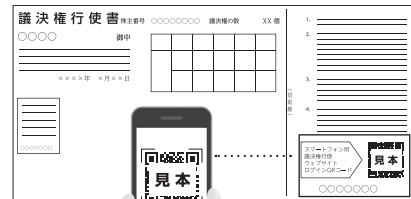
2021年9月28日（火曜日）
午後5時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

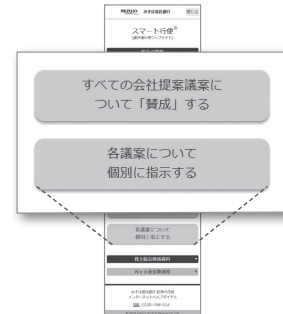


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力くだ
さい。

「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが
PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の
「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、
再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ
遷移出来ます。



書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

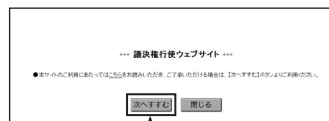
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1** 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

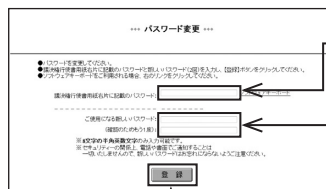
- 2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

(提供書面)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、上期は政府の各種政策を背景に企業収益が高い水準を維持し、着実に持ち直してきており、自律的回復への基盤が整いつつあるが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という）の拡大防止策として、緊急事態宣言が出されたことにより、世界的なサプライチェーンの乱れや世界的な需要減少により製造業を中心に経済活動が抑制され、経済状況は国内・海外ともに非常に厳しい状況となりました。

特に、緊急事態宣言、まん延防止策に基づく飲食業に対する自粛要請により駅前の繁華街を中心に経済活動が抑制されるとともに、羽田空港関連の借上げ寮、社宅等の利用の衰退により著しく下落しました。オリンピックの開催と共に感染再拡大しており、さらなる経済の下振れや金融資本市場への影響に留意が必要となります。

首都圏のマンション市場は、リモートワークの普及により住環境が重視され、2021年1月～6月の供給戸数が13,277戸と前年同期比77.3%の増加となりました（株式会社不動産経済研究所調べ）。

当社グループの属する、資産運用型マンション市場では、感染症の拡大防止策等により、東京への人口流入や給与所得の悪化による賃料の伸び悩み傾向にあり、繁華街の賃料下落が懸念されます。しかしながら、羽田空港関連の需要はエアラインの再開により復活の兆しも見え始めました。中長期的には、東京23区では、継続する人口流入により、賃料が緩やかに上昇し、入居率は高水準を維持しております。今後も、賃貸マンションの需給バランスが急激に変化することは想定されず、賃料や入居率の大幅な変化はなく、マンションの資産性は維持されるものと考えられます。

このような事業環境の中、当社グループは、「23区・駅近・高機能マンション」をコンセプトに、資産運用型マンション「XEBEC（ジーベック）」の開発・分譲を行ってまいりました。分譲後も賃貸管理及び建物管理を行うことにより、長期間にわたりマンションの資産性及び収益性を向上させ、安定収入が見込めるマンションとして、ブランド価値の向上に努めております。

以上の結果、当連結会計年度は、売上高61億47百万円（前期比15.2%減）、営業利益1億73百万円（同59.4%減）、経常利益60百万円（同83.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益11百万円（同95.2%減）となりました。

（※ 当社では「駅近」とは駅徒歩10分以内の距離としております。）

事業別の状況は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、報告セグメント「営業支援事業」を新たに追加しております。そのため、「営業支援事業」については前期比較を行っておりません。

(不動産販売事業)

不動産販売事業においては、資産運用型マンション「XEBEC（ジーベック）」に加え、中古マンションを取り扱ってまいりました。個人投資家だけでなく、私募R E I Tへ販売する等、販売チャネル及び顧客層の拡大に努めてまいりました。

以上の結果、売上高48億17百万円（前期比16.1%減）、セグメント利益64百万円（同79.2%減）となりました。

(不動産管理事業)

不動産管理事業は、賃貸管理事業及び建物管理事業より構成されております。賃貸管理においては、募集賃料の見直し及び空室率の低減に注力し、管理物件の資産性向上を図ってまいりました。建物管理においては、当社が分譲した物件以外の新規契約獲得を推進してまいりました。

以上の結果、売上高11億87百万円（前期比6.8%減）、セグメント利益1億40百万円（同10.2%減）となりました。

(海外不動産事業)

海外不動産事業においては、感染症により、渡航できなかったこともあり、インバウンド、アウトバウンドともに取引が減少しました。マレーシアで展開する建物管理業は、住宅や商業施設等の建物管理事業を推進し、順調に推移いたしました。また、当連結会計年度より新たに開始した海外進出支援事業は渡航禁止で苦戦しておりましたが、飲料メーカー（KIIVA社）とのマレーシア合弁事業を成功させ、初支援となりました。

以上の結果、売上高1億15百万円（前期比51.9%減）、セグメント損失27百万円（前期はセグメント損失45百万円）となりました。

(営業支援事業)

営業支援事業においては、当連結会計年度に株式会社デュアルタップグロウスを新規設立し、法人向けに営業活動全体のコンサルティング事業を開始いたしました。主に製造、技術等に経営資源を集中している企業に対して、営業戦略の立案、営業人員の採用、ターゲット企業の選定から企業へのアプローチや営業代行等、コンサルティングから現場レベルのBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）まで総合的な支援を行っております。

以上の結果、売上高27百万円、セグメント損失11百万円となりました。

事業別売上高

事業区分	第14期 (2020年6月期) (前連結会計年度)		第15期 (2021年6月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
不動産販売事業	5,738百万円	79.1%	4,817百万円	78.4%	△921百万円	△16.1%
不動産管理事業	1,274	17.6	1,187	19.3	△86	△6.8
海外不動産事業	240	3.3	115	1.9	△124	△51.9
営業支援事業	－	－	27	0.4	27	－
合計	7,254	100.0	6,147	100.0	△1,106	△15.2

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関等より長期借入金として、3,352百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第12期 (2018年6月期)	第13期 (2019年6月期)	第14期 (2020年6月期)	第15期 (当連結会計年度) (2021年6月期)
売上高 (千円)	9,778,210	9,543,345	7,254,108	6,147,971
経常利益 (千円)	504,588	296,268	366,050	60,175
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	325,191	189,002	250,598	11,931
1株当たり当期純利益 (円)	96.08	55.15	73.06	3.48
総資産 (千円)	6,167,558	5,448,909	4,202,090	7,387,339
純資産 (千円)	1,697,329	1,844,056	2,059,393	2,034,840
1株当たり純資産額 (円)	493.73	535.86	598.64	591.08

- (注) 1. 2018年2月9日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。なお、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2018年6月期)	第 13 期 (2019年6月期)	第 14 期 (2020年6月期)	第 15 期 (当事業年度) (2021年6月期)
売 上 高 (千円)	9,575,891	9,336,490	7,013,109	5,847,481
経 常 利 益 (千円)	494,013	287,909	345,164	69,999
当 期 純 利 益 (千円)	314,210	192,642	235,068	6,032
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	92.84	56.21	68.53	1.76
総 資 産 (千円)	6,097,197	5,510,385	4,166,884	7,368,800
純 資 産 (千円)	1,692,035	1,842,422	2,041,474	2,012,064
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	492.19	535.38	593.42	584.44

- (注) 1. 2018年2月9日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。なお、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権 比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社Dualtap Property Management	9,000千円	100.0%	マンションの賃貸仲介及び売買仲介を行っております。
株式会社デュアルタップ コミュニティ	10,000	100.0	当社販売物件の建物管理を行っております。
株式会社建物管理サービス	5,000	100.0	マンションの建物管理を行っております。
株式会社Dualtap International	9,000	100.0	当社販売物件を海外投資家に紹介し、海外物件を国内投資家へ紹介しております。
株式会社デュアルタップ グロウズ	10,000	100.0	企業の営業活動を支援するBPO事業を行っております。
DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD.	17,000	100.0	マレーシアにおいて、建物管理事業を行っております。

- (注) 1. 当事業年度末日における特定子会社はありません。
2. 当社は、2020年9月4日付で株式会社デュアルタップグロウズを新規設立しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題について、その内容と対処方針等は以下のとおりです。

1. リスクマネジメント体制の強化

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるサプライチェーンの混乱、半導体不足の深刻化は、主要産業に大きな経済的ダメージを与えております。緊急事態宣言の再々延長・拡大により、日本経済、政治への影響を予測することが困難になっており、劇的に変化する経営環境への対応をこれまで以上にスピーディーに実行する必要性に駆られています。また、感染症対策以外にも、自然災害、情報セキュリティの不備等による事業に関するリスクは多岐にわたっております。

当社グループが事業を成長させるには、これらのリスクの分析とリスクへの迅速かつ適切な対応及び再発防止が重要な課題と認識しており、リスクが財務状況及び経営成績に与える影響を最小限に抑える体制の強化を図ってまいります。

2. ブランド価値の向上

当社の23区、駅近、高機能マンションという『ブランドPR』の強化と、用地仕入れから分譲後の賃貸管理、建物管理まで一貫して手掛ける総合不動産企業としての『コーポレートPR』を強化してまいります。

3. 開発物件の安定的かつ機動的な仕入体制の構築

東京23区、駅近という限られた範囲での開発は、厳しい仕入れ競争の中で用地情報に対してスピーディーな対応ができるか否かが重要であると考えております。当社グループでは、不動産開発において長年の実績をもつスタッフがトレンドを先読みし、その時代に合ったマンションづくりを心掛けております。

優良な新規物件を安定的に供給していくために、景況感を踏まえた合理的かつ機動的な仕入に努めてまいります。結果として自社ブランドマンション「XEBEC（ジーベック）」を安定供給させることが当社グループの成長に結びつくものと考えております。

4. 優秀な人材確保及び従業員教育

当社は企業の繁栄を従業員の成長に依存しておりますが、近年の好況により採用環境も厳しくなっております。お客様にマンションを提案するためには土地・建物の知識、宅建業法、金融、投資等、多くの知識と経験を必要とするため、社員の業務知識の獲得、専門スキルアップ、マネジメントスキルアップに重点を置き人財への投資を惜しまず、社員の意識向上に努めております。一級建築士、宅地建物取引士、マンション管理士、不動産コンサルティングマスター等の専門資格の取得を奨励し、優秀な従業員の教育と定着に努めてまいります。

5. 投資用のバリュー確保

当社グループが提供する「資産運用型マンション」において、入居される方々が一番重視されるのは利便性であると考え、東京23区、駅近の用地仕入れを行っております。また、デザイン性や機能性も求められる時代と考えており、いかにして入居される方々のニーズに合った開発ができるかなど、立地条件や物件のクオリティを意識したマンションづくりを行っております。

さらに、当社グループでは、賃貸管理の専門部署を設置し、最新の入居者情報を確保することにより、サブリース契約及び管理業務契約を締結している物件の入居率を高い水準で維持することに努め、投資商品としてのバリューの確保を図ってまいります。

6. 財務基盤の維持・拡大

優良な新規物件を安定・継続的に供給していくため、また、顧客資産を長期的に安定サポートしていくために、手許流動性の確保や金融機関との良好な取引関係が最重要課題と考えております。このため、一定の内部留保の確保や様々な金融手法への取組み等、財務基盤の拡充を図ってまいります。

7. コンプライアンス経営の強化

当社グループは、企業として成長過程であることから、新規事業への取組みやより効率的な業務フローの検討が常に社内で行われており、それに伴い内部統制システム整備・構築上の課題が継続的に発生します。当社グループは、監査等委員会監査や内部監査の過程で常に当社グループ内外の状況変化に応じた内部統制システムの仕組みを変更する必要性を検討し、その結果を経営幹部へ速やかに伝達し、対応策の早期構築を促してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

事業区分	事業内容
不動産販売事業	東京23区を中心に資産運用型マンション「XEPEC (ジーベック)」の企画・開発を行っており、主として国内の個人投資家向けに分譲しております。
不動産管理事業	当社が分譲した資産運用型マンションやコンパクト型マンションの賃貸管理、仲介及び建物管理を行っております。
海外不動産事業	「XEPEC (ジーベック)」を主として海外の富裕層向けに分譲しております。マレーシアにおいて、住宅や商業施設等の建物管理事業及び日本企業の進出支援を行っております。
営業支援事業	企業の営業活動を支援するBPO事業を行っております。

(6) 主要な事業所 (2021年6月30日現在)

① 当社

本 社	東京都品川区
-----	--------

② 子会社

株式会社 Dualtap Property Management	本社 (東京都品川区)
株式会社デュアルタップコミュニティ	本社 (東京都品川区)
株式会社建物管理サービス	本社 (東京都品川区)
株式会社 Dualtap International	本社 (東京都品川区)
株式会社デュアルタップグループ	本社 (東京都品川区)
DUALTAP BUILDING MANAGEMENT S D N . B H D .	本社 (マレーシア国ジョホール州)

(7) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
不動産販売事業	24 (－) 名	1名増 (－)
不動産管理事業	9 (1)	1名増 (－)
海外不動産事業	93 (－)	2名増 (－)
営業支援事業	9 (－)	9名増 (－)
小計	135 (1)	13名増 (－)
全社 (共通)	14 (2)	1名減 (1名増)
合計	149 (3)	12名増 (1名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者は除く。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43 (2) 名	1名増 (1名増)	32.4歳	4.3年

- (注) 従業員数は就業人員 (当社から当社子会社への出向者を除く。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含む。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,456,710千円
株式会社アサックス	949,498
株式会社徳島大正銀行	770,000
株式会社ダイヤモンドアセットファイナンス	528,000
株式会社きらぼし銀行	391,931

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 10,080,000株
- ② 発行済株式の総数 3,432,900株 (自己株式448株を含む)
- ③ 株主数 1,461名 (前期末比261名減)
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 D i m e n s i o n	1,235,000株	35.98%
株 式 会 社 シ ー ラ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	285,000	8.30
白 井 貴 弘	181,000	5.27
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	168,100	4.90
杉 本 宏 之	72,400	2.11
白 井 英 美	60,000	1.75
松 永 功 司	54,400	1.58
牧 留 緋	49,000	1.43
野 村 証 券 株 式 会 社	47,300	1.38
堀 内 泰 司	45,000	1.31

(注) 持株比率は自己株式(448株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	発行価額	払込金額	行使の条件	権利行使期間
第1回新株予約権	7個	2,100株	—	1株当たり 136円	(注) 1	2016年7月1日から 2024年3月31日まで
第2回新株予約権	84個	25,200株	—	1株当たり 506円	(注) 1	2017年10月1日から 2026年3月31日まで
第3回新株予約権	750個	225,000株	1株当たり 26.67円	1株当たり 628円	(注) 1	2018年10月1日から 2027年5月28日まで

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が権利行使時においても当社、当社の国内子会社及び海外子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを条件とする。
 - ② 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
 - ③ この新株予約権は、新株予約権の目的である株式の時価がこの新株予約権の発行価額とその行使に際して払込みをすべき合計額を下回る場合には、行使することができない。
 - ④ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 2015年2月12日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整が行われております。
 3. 2018年2月9日付で普通株式1株につき3株の株式分割を実施したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整が行われております。
 4. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、上記株式分割調整後は300株であります。

② 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役 (監査等委員を除く)		取締役 (監査等委員)	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第2回新株予約権	10個 (3,000株)	1名	25個 (7,500株)	3名
第3回新株予約権	725個 (217,500株)	3名	—	—

- (注) 1. 第2回新株予約権のうち、取締役（監査等委員を除く）に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
2. 第3回新株予約権のうち、取締役（監査等委員を除く）1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
3. 取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は、当社監査役の地位にあった時に付与されたものであります。
4. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、上記株式分割調整後は300株であります。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	白 井 貴 弘	(株)Dualtap Property Management 代表取締役社長 (株)Dualtap International 代表取締役社長 (株)デュアルタップコミュニティ 代表取締役会長 (株)建物管理サービス 代表取締役会長 (株)デュアルタップグロウス 代表取締役会長 DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD. Director
取 締 役	藤 村 由 美	開発事業部長
取 締 役	本 田 一 郎	財務経理部長兼業務管理部長
取締役（監査等委員・常勤）	松 田 秀 正	
取締役（監査等委員）	都 甲 孝 一	
取締役（監査等委員）	酒 井 康 弘	(株)メディア工房取締役
取締役（監査等委員）	木 呂 子 義 之	弁護士 (株)フィスコ 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）松田秀正氏、都甲孝一氏、酒井康弘氏及び木呂子義之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）の都甲孝一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、松田秀正氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中における取締役の担当の異動は次のとおりであります。
該当事項はありません。

6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2021年6月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	横 井 浩 樹	営業部長兼企画開発部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、また、全ての保険料を当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準をすることを基本方針とする。

2. 取締役の報酬

当社の取締役の報酬は、金銭による月例の固定報酬および年次の賞与とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 (-)	67百万円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	19 (19)
合 計 （うち社外役員）	7 (4)	86 (19)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年9月29日開催の第10回定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年9月29日開催の第10回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）酒井康弘氏は、(株)メディア工房の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）木呂子義之氏は、弁護士及び(株)フィスコの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員・常勤） 松田秀正	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回出席いたしました。主に企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、委員長として重要な審議を行うとともに、監査の遂行状況を各監査等委員に説明し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要に応じて意見を述べております。
取締役（監査等委員） 都甲孝一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回出席いたしました。公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的知識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、常勤監査等委員より監査の遂行状況の報告を受け、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要に応じて意見を述べております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 酒井 康 弘	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回出席いたしました。主に企業経営における豊富な経験と幅広い見識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、常勤監査等委員より監査の遂行状況の報告を受け、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要に応じて意見を述べております。
取締役（監査等委員） 木呂子 義 之	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回出席いたしました。企業法務における豊富な経験と弁護士として培った専門的知識に基づく意見を述べるなど、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、常勤監査等委員より監査の遂行状況の報告を受け、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要に応じて意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が11回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
 ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	22,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD.については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、当該解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、経営理念の具体的な実現のためには、法令の遵守を行うことがその前提であると考えており、様々な機会を通じて、法令等の遵守を役職員個々に周知徹底する。
 - 2) 当社グループは、経営理念の具体的な実践を果たすため、各役職員の行動指針となる「行動規範」を制定し、各役職員に当該規範の徹底的な遵守を求める。なお、同規範の第1条で、法令遵守の徹底を求めることを規定し、当社グループの断固とした姿勢を伝えている。
 - 3) コンプライアンス管理規程により、当社グループの具体的な取り組みを明らかにしている。
 - 4) 当社は、コンプライアンス委員会の開催（四半期毎）により、組織的な法令遵守体制を確立している。
 - 5) 当社グループは、役職員個々が自身の法令遵守の徹底もしくは部下の監督を行うとともに、法令違反となる行為及び疑義のある行為に対しては対策を講じることとしている。特に影響が大きいと判断されるときは、当社取締役会は、全社的に問題を解決するための行動をするものとする。
 - 6) 当社グループは、内部通報制度を定め、役職員がコンプライアンス違反又は違反の疑いが強い行為を発見した場合、当該制度に基づき対処することにしており、経営の透明化を図ることに努める。
 - 7) 当社監査等委員又は監査等委員会は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、又はその虞れがあると認めたときは当社取締役会に報告する等、適切な措置を講じる。
 - 8) 当社グループは、反社会的勢力対策規程を定め、反社会的勢力への対応方針を明確にし、反社会的勢力との関係を断絶する業務運営を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行に係る文書を、文書取扱規程に基づき保管し、管理している。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制
当社は、子会社の事業運営の独立性と自立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行の適正を確保するため、「子会社管理規程」に基づき、管理項目毎に報告等の手続方法を定め、報告を受けることとする。
- ④ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) リスク管理については、リスクの種類毎の担当部署にて、規程の制定、マニュアルの作成、研修等を行うものとし、組織横断的リスク状況の管理及び全社的対応は、当社総務部が行うものとする。
 - 2) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、コンプライアンス委員会、並びに当社取締役会において審議する。
- ⑤ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、定期的に取り締役会を開催するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び必要に応じて参加する役職者をメンバーとする経営会議にて重要事項の協議を行う。
 - 2) 当社は、取締役会で決定した事項を毎日実施する朝礼で各従業員に速やかに伝達し、また、会社グループ全体の方針等については全体会議にて伝達することでコミュニケーションの適正化を図ることとしている。これにより各従業員が自身の行動を効果的に統制することが可能となっている。
 - 3) 当社取締役会は、全社的な目標として策定する経営計画及び予算等について決議するとともに、その予算達成状況について報告を受ける。
 - 4) 当社取締役は、職務権限規程に定めた職務権限表等に基づき、適切に職務を執行する。

- ⑥ その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、全体会議等で繰り返し経営理念を役職員に周知徹底し、各部門及び各役職員の業務運営状況を把握する。
 - 2) 当社グループは、部門内及び部門間で、フォーマルもしくはインフォーマルを問わず、定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理及び連携を強化する。
 - 3) 当社グループは、当社グループの財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
 - 4) 当社グループは、業務の適正を確保するために、計画的に内部監査を実施する。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社監査等委員会に求められた場合、当社総務部に監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 前号の使用人は当該業務に従事する場合、同監査等委員の指示に従い、その職務を行うものとし、当該業務を遂行するために、他の命令系統の指示は仰がない。
 - 2) 会社として人事考課を行う際に、当該業務の評価を行うのは監査等委員であり、同評価は直接、経営者に伝達されるものとする。
- ⑨ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査等委員会規程を策定し、監査等委員は監査等委員会を補助するスタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有している。
- また、当該規程に従い、監査等委員会スタッフは監査等委員からの指示に基づき、社内的重要会議等に出席し、情報の把握に努め、また、監査等委員の指示に基づき、業務執行部門に対して報告を求めることができるものとする。

- ⑩ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 取締役及び使用人（以下、「取締役等」という。）は、監査等委員からの求めに応じて、取締役会その他監査等委員の出席する会議において、随時その職務の執行状況の報告を行うものとする。
 - 2) 取締役等は、当社に著しい損害を及ぼす事実等、当社に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査等委員会に報告を行う。
 - 3) 監査等委員は、業務執行に係る重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役等に対して説明を求めることができる。
- ⑪ 子会社の取締役及び使用人から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
- 監査等委員会は、各子会社から報告を受けた当社取締役及び使用人から報告を求めることができる。また、必要に応じて子会社の取締役及び使用人から直接報告を求めることができる。
- さらに、当社内部監査室は各子会社を監査した結果を監査等委員会に定期的に報告するものとする。
- ⑫ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループでは、公益通報者保護規程を策定し、当社グループの取締役及び使用人等が社内イントラネット上の「従業員専用相談窓口」等を通じて内部通報を行い、その通報が客観的な根拠に基づき誠意あるものであると判断した場合、当該通報を理由として通報者に対する不利益な取扱いは行わず、かつ、当該通報行為に対する報復行為や差別行為から通報者を保護するものとする。
- ⑬ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会は、職務の遂行上必要と認める費用について、予め予算を計上できるものとする。また、緊急又は臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できるものとする。

⑭ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席、及び内部監査部門・監査法人等との関係を通じ、監査を実効的に行う。
- 2) 監査等委員は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士及び公認会計士等その他の外部専門家の活用を検討する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するために、「コンプライアンス管理規程」第9条（行動規範）を制定し、その内容を具体的に反映した「コンプライアンスガイドライン」を当社グループの役員、執行役員及び従業員に配布しております。当該規範の内容が全社を通じて理解され、日々の行動において遵守されているかどうかについて確認するため、監査等委員が内部監査部門と連携して定期的に主要部門及び子会社を対象に監査を行いその結果を取締役に報告いたしました。取締役会は、この報告内容について質疑応答をし、今後とも継続的に「計画・実行・評価・改善」のサイクルに沿って全社の体制の構築と運用を充実させていくことを確認いたしました。

また、基本方針に定めているコンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、全社的なコンプライアンスの取組状況及び当社グループの役員、執行役員及び従業員の研修等の状況、監査等委員及び内部監査によって指摘された事項に対する各部門の対処の状況等について報告がされました。

各委員からは担当部署におけるコンプライアンス推進活動の状況と結果について報告がされ、これらの結果は各委員から関係部署に説明をし、今後の業務に活かすように取組みました。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,868,022	流動負債	3,155,056
現金及び預金	523,740	営業未払金	52,720
営業未収入金	117,809	短期借入金	56,086
販売用不動産	2,764,364	1年内償還予定の社債	20,000
仕掛販売用不動産	3,089,673	1年内返済予定の長期借入金	2,770,963
前渡金	104,335	リース債務	25,204
未収入金	14,626	未払金	64,224
その他	259,599	未払法人税等	9,599
貸倒引当金	△6,128	前受金	49,132
固定資産	519,317	その他	107,124
有形固定資産	216,388	固定負債	2,197,441
建物及び構築物	74,964	社債	50,000
土地	33,989	長期借入金	1,985,358
リース資産	98,720	受入保証金	98,178
その他	8,715	リース債務	40,428
無形固定資産	97,022	資産除去債務	23,066
のれん	90,899	その他	409
その他	6,123	負債合計	5,352,498
投資その他の資産	205,906	(純資産の部)	
差入保証金	124,125	株主資本	2,030,735
投資有価証券	32,823	資本金	217,305
繰延税金資産	1,581	資本剰余金	151,101
その他	47,374	利益剰余金	1,662,640
		自己株式	△312
		その他の包括利益累計額	△1,894
		その他有価証券評価差額金	1,108
		為替換算調整勘定	△3,002
		新株予約権	6,000
		純資産合計	2,034,840
資産合計	7,387,339	負債純資産合計	7,387,339

連結損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		6,147,971
売上原価		5,040,653
売上総利益		1,107,317
販売費及び一般管理費		934,246
営業利益		173,070
営業外収益		
受取利息及び配当金	385	
業務受託手数料	1,236	
助成金収入	18,260	
その他	3,296	23,179
営業外費用		
支払利息	72,146	
支払手数料	56,190	
その他	7,737	136,074
経常利益		60,175
特別利益		
子会社株式評価損	627	627
税金等調整前当期純利益		59,548
法人税、住民税及び事業税	33,455	
法人税等調整額	14,161	47,617
当期純利益		11,931
親会社株主に帰属する当期純利益		11,931

連結株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	216,698	150,494	1,688,440	△279	2,055,353
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	607	607			1,214
剰 余 金 の 配 当			△37,731		△37,731
親会社株主に帰属する当期純利益			11,931		11,931
自 己 株 式 の 取 得				△33	△33
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	607	607	△25,799	△33	△24,618
当 期 末 残 高	217,305	151,101	1,662,640	△312	2,030,735

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	-	△1,960	△1,960	6,000	2,059,393
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					1,214
剰 余 金 の 配 当					△37,731
親会社株主に帰属する当期純利益					11,931
自 己 株 式 の 取 得					△33
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,108	△1,042	66		66
当 期 変 動 額 合 計	1,108	△1,042	66	-	△24,552
当 期 末 残 高	1,108	△3,002	△1,894	6,000	2,034,840

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,811,674	流動負債	3,159,294
現金及び預金	438,010	営業未払金	40,679
営業未収入金	91,423	1年内償還予定の社債	20,000
販売用不動産	2,764,364	短期借入金	56,086
仕掛販売用不動産	3,089,673	関係会社短期借入金	29,000
前渡金	104,335	1年内返済予定の長期借入金	2,770,963
前払費用	61,053	リース債務	25,204
短期貸付金	40,057	未払金	85,426
未収入金	64,806	未払法人税等	2,815
その他	186,707	前受金	48,655
貸倒引当金	△28,757	預り金	68,613
固定資産	557,125	その他	11,848
有形固定資産	209,570	固定負債	2,197,441
建物	68,999	社債	50,000
車両運搬具	7,400	長期借入金	1,985,358
工具、器具及び備品	461	受入保証金	98,178
土地	33,989	リース債務	40,428
リース資産	98,720	資産除去債務	23,066
無形固定資産	4,849	その他	409
ソフトウェア	4,849	負債合計	5,356,735
投資その他の資産	342,705	(純資産の部)	
投資有価証券	11,596	株主資本	2,004,956
関係会社株式	161,512	資本金	217,305
会員権	8,025	資本剰余金	151,101
出資金	200	資本準備金	151,101
差入保証金	121,239	利益剰余金	1,636,862
保険積立金	34,863	その他利益剰余金	1,636,862
長期前払費用	2,699	繰越利益剰余金	1,636,862
繰延税金資産	1,581	自己株式	△312
その他	986	評価・換算差額等	1,108
		その他有価証券評価差額金	1,108
		新株予約権	6,000
資産合計	7,368,800	純資産合計	2,012,064
		負債純資産合計	7,368,800

損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		5,847,481
売上原価		4,816,107
売上総利益		1,031,373
販売費及び一般管理費		845,546
営業利益		185,827
営業外収益		
受取利息及び配当金	748	
業務受託手数料	6,840	
助成金収入	14,428	
その他	1,630	23,646
営業外費用		
支払利息	71,565	
社債利息	580	
支払手数料	56,190	
貸倒引当金繰入額	8,571	
その他	2,565	139,474
経常利益		69,999
特別損失		
関係会社株式評価損	19,627	19,627
税引前当期純利益		50,372
法人税、住民税及び事業税	24,546	
法人税等調整額	19,793	44,339
当期純利益		6,032

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	216,698	150,494	150,494	1,668,561	1,668,561	△279	2,035,474
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	607	607	607				1,214
剰 余 金 の 配 当				△37,731	△37,731		△37,731
当 期 純 利 益				6,032	6,032		6,032
自 己 株 式 の 取 得						△33	△33
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	607	607	607	△31,698	△31,698	△33	△30,517
当 期 末 残 高	217,305	151,101	151,101	1,636,862	1,636,862	△312	2,004,956

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	-	-	6,000	2,041,474
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				1,214
剰 余 金 の 配 当				△37,731
当 期 純 利 益				6,032
自 己 株 式 の 取 得				△33
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,108	1,108		1,108
当 期 変 動 額 合 計	1,108	1,108	-	△29,409
当 期 末 残 高	1,108	1,108	6,000	2,012,064

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月25日

株式会社デュアルトップ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 秀明 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デュアルトップの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デュアルトップ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月25日

株式会社デュアルトップ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 板谷 秀穂 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 佐藤 秀明 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デュアルトップの2020年7月1日から2021年6月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、今後とも継続して内部統制システムの整備と充実に取り組み、当社グループの体制強化を図ることが重要であると考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月25日

株式会社デュアルトップ 監査等委員会
常勤監査等委員（社外取締役） 松 田 秀 正 ⑩
監査等委員（社外取締役） 都 甲 孝 一 ⑩
監査等委員（社外取締役） 酒 井 康 弘 ⑩
監査等委員（社外取締役） 木 呂 子 義 之 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第15期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金11.50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は39,473,198円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年9月30日といたしたく存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	うすい たかひろ 白井 貴弘 (1977年7月23日) 再任	1996年5月 (株)光通信入社 2000年5月 (株)フレグインターナショナル入社 2002年12月 同社取締役営業部長 2005年11月 (株)ティー・バイ・エスインターナショナル 設立 同社代表取締役社長 2006年8月 当社設立 当社代表取締役社長（現任） 2011年5月 (株)D-style （現(株)Dualtap Property Management）設立 同社代表取締役 2012年7月 (株)Duta Pacific Management （現(株)Dualtap International）設立 同社取締役 2014年3月 (株)Dualtap Property Management 取締役 2015年11月 (株)デュアルタップ合人社ビルマネジメント 取締役（現任） 2017年10月 (株)デュアルタップコミュニティ設立 同社代表取締役社長 (株)Dualtap Property Management 代表取締役社長（現任） (株)Dualtap International 代表取締役社長（現任） DUALTAP BUILDING MANAGEMENT SDN. BHD. Director（現任） 2018年7月 (株)建物管理サービス 代表取締役社長 2020年7月 (株)デュアルタップコミュニティ 代表取締役会長（現任） (株)建物管理サービス 代表取締役会長（現任） 2020年9月 (株)デュアルタップグロウス 代表取締役会長（現任）	181,000株
		【取締役候補者とした理由】 白井貴弘氏は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、グループ経営における豊富な経験と実績を有し、経営の指揮を執り続けています。当社グループの持続的な発展・企業価値向上を目指すうえで、今後も業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
2	ふじむら ゆみ 藤村 由美 (1961年1月13日) 再任	1985年2月 (株)アイリス館入社 1991年6月 井原住販入社 1996年11月 (株)フレグインターナショナル入社 2008年7月 当社入社 2016年9月 当社取締役開発部長 2017年7月 当社取締役開発事業部長 2018年12月 当社取締役開発事業部長兼営業部長 2020年1月 当社取締役開発事業部長(現任)	20,700株
		【取締役候補者とした理由】 藤村由美氏は、開発体制の強化を図るため当社に入社以来、不動産業界における豊富な業務経験と知見・能力を活かし、当社の開発業務に多大に寄与しています。今後も当社グループの開発業務の発展に寄与する人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。	
3	ほんだ いちろう 本田 一郎 (1966年5月13日) 再任	1990年4月 野村ファイナンス(株)入社 1999年7月 リーマン・ブラザーズ証券入社 2008年6月 価値開発(株)入社 2014年2月 (株)ツツイ入社 2015年11月 (株)賃貸管理ビジネスネットワーク入社 2016年12月 当社入社 2017年4月 当社執行役員財務経理部長 2018年9月 当社取締役財務経理部長 2018年10月 当社取締役財務経理部長兼業務部長 2018年12月 当社取締役財務経理部長兼業務管理部長(現任)	—
		【取締役候補者とした理由】 本田一郎氏は、管理体制の強化を図るため当社に入社以来、執行役員、取締役として財務経理部及び業務管理部を指揮しながら、不動産関連業務の経験を活かし、当社グループの管理体制の強化を図っています。今後も当社グループの管理体制の強化に寄与する人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。	

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行に関して提起された損害賠償請求による損害(争訟費用を含みます。)を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区西品川一丁目1番1号
大崎ガーデンタワー12階
デュアルタップ本社 セミナールーム
TEL 03-6893-0001



(交通のご案内)

● J R線 大崎駅(南改札口) 徒歩7分

駐車場のご用意はいたしかねますので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。